

明末清初の鮮滿關係上に於ける日本の地位 (一)

浦 廉 一

第十六世紀末より第十七世紀前半に及ぶ、約半世紀餘に亘る期間は、東亞形勢の變動期であつて、この時期に於ける東亞諸民族間の國際關係は、極めて多事多端にして且複雑微妙の現象を呈し、従つて東亞に於ける決定的中心勢力の歸趨、俄に逆睹すべからざるものがあつた。然してこの時相に直面して、此等諸勢力の中間に介在し、事大交隣を民族保全の要諦とする朝鮮こそは、全く事大者の苦惱を滿喫するの苦境にあつた。今本論文に於て究明せんと企圖する所は、この受難期に遭遇せる朝鮮半島の、多角的對外關係の中に於て、最も緊切にして且多難であつた對滿關係交渉上に、我が日本を如何に利用したるか。引ひて當時の滿洲側は、半島を通じて日本の存在並にその勢力を、如何に認識し且關心したるか。更に翻つてこの時期に於ける日鮮關係上に、この鮮滿葛藤の飛沫は、如何に波及したるか等の諸點を檢討考覈し、以て史上稀に觀るこの東亞諸民族の盤錯混交せる活躍舞臺上に於ての我が日本の割役の實相を把握し、依つて東亞形勢進展上に於ける、日本の持つ可き地位を、正しく位

置つけんことを庶幾するにあるにあるのである。

二

文祿元年(西紀一五九二)即ち、明の萬曆二十年(朝鮮宣祖二十五年)の所謂壬辰倭亂に際し、日本軍の北上につれ、朝鮮王宣祖は難を江邊義州に避け、猶將に對岸寬甸に宗社を移さんとするの、半島累卵の危急を告ぐるその年九月、建州の酋・奴哈赤より、朝鮮救援の申込みがあつたことは、明の茅瑞徵の東夷考略・建州女直攷に

後三年。(萬曆十七年より後三)倭陷朝鮮。中朝徵兵檄如雨。貢夷馬三非乃稱。建州與朝鮮錯壤。奴酋忠義。控弦數萬。可檄征倭報效。不果。

とあり、朝鮮側の記録としては、柳成龍の西厓年譜・卷一二十年・壬辰先生五十一歳の條に註して九月上割。請勿許建胡入援。

時建州衛撻虜。聞我國有倭變。聲言欲率兵入援。先生憂其終爲國家禍本。上割力陳其不可。曰。唐時安・史之亂。乞兵於回紇・吐蕃。世被其禍。今我勢力急。不能制其進退之命。脫或多率士馬。隔江來往。名爲救援。而其意難測。當何以待之。請令遣將善辭止之。

とあり、又尊周彙編にも

覘知本國遭倭寇殘毀。陰懷輕侮。自請發兵來援。兵部不許。

とあるに據つて判然するが、更にその間の詳細なる事情に就ては、宣祖實錄、卷三十、壬辰年・九月・辛未の條に

上御便殿。引見大臣、備邊司堂上。上曰。昨日、聖節使書狀之辭如何。伊斗壽曰。善爲周施矣。且以咨文見元。則有建州衛老乙可亦來援之言。若然則我國滅亡矣。上曰。然則奈何。斗壽曰。近見沈惟敬事。則欲爲許和退兵。以賂得救朝鮮之名矣。中原力弱。亦欲以老乙可赤除倭賊。戶曹判書李誠中曰。老乙可亦出來之事。不可不速拒。或移咨遼東。或遣朝官可也。上曰。萬一降勅則奈何。天兵一番挫衄。而不爲更來。則四夷謂之如何。大司憲李德馨曰。老乙可赤水凍後。率三萬兵。到江邊曰。余遵皇勅而來云。則拒之亦難矣。上曰。移咨遼東。則發兵之意。不可不及矣。云云

とあり、更に同實錄同卷同年同月申戌の條に

兵部。令遼東都司移咨有曰。今據女眞建州貢夷馬三非等告稱。本地與朝鮮界限相連。今朝鮮旣被奴侵奪。日後必犯建州。奴兒哈赤部下。原有馬兵三四萬。步兵四五萬。皆精勇慣戰。如今朝貢回還。對我都督。說和他是。忠勇好漢。必然威怒。情願揀選精兵。待嚴冬冰合。即便涉江。征殺倭奴。報效皇朝。據此情詞。忠義可嘉。委當允行。以攘外患。但夷情叵測。心口難憑。況事在彼中。遽難准信。本國有曰當職爲照。天朝矜愍。小邦陷於倭寇。思所極濟。靡有餘力。雖黠虜兇詐之說。而有及於救患。則亦皆樂聞。而許之。猶慮夷情叵測。謂難遽信。令遼東撫鎮衙門。密議施行。兼察有無別

患憂端。一則曰。嚴加約束。不許攪擾。二則曰。稍有窒碍。卽行寢絶。雖父爲子謀。無以加此。當職前後受恩。死且西首結草。圖效仍念。小邦西北一帶。與建州三衛。境界相連。自祖先以來。屢被其患。欽蒙列聖明見萬里。於成化十五年。憲宗純皇帝。赫怒發兵。勅諭本國。協行征討。捕斬渠魁滿住。自後彼賊餘孽。常懷憤恨。每到本國。沿江地面。竊發爲寇。小邦常勤防戍。僅得遮遏。此虜蓄怨小邦。非止一世。悍昧伺隙。積有年紀。卽有其黨馬三非等。假名征倭。稟告兵部。陽示助順之形。陰懷猜噬之計。若遂其願。禍在不測。嘗職廟社爲墟。先墓不保。憂憤成疾。益無以自效。而性命苟存。賊勢環逼。只恃天朝終始哀憐。救活乞卽。明飭兇徒。痛破姦計。杜外胡窺覘之漸。急進五師。快施天討。宣中國征討之威。不勝幸甚。

と著録されて居る。此等の諸記録を綜合考察するに、建州奴爾哈赤の、朝鮮に對する出兵入援の申出が、明の兵部に向つてなされたるに就き、先づ考ふ可きは、半島に於ける壬辰倭亂を、彼は如何にして知り得たるかの問題である。然してこの努爾哈赤の、朝鮮入援に關する記録は、清明兩朝の實録に載せられず、従つて適確なる實證を不可能とするけれど、考ふるに、女眞對半島の關係は曠久の昔に端を發し、殊に李朝に入つて、一層の繁雜を加へて居る。降つて建州の酋・奴爾哈赤を中心とする鮮滿關係も、壬辰の役直前に於ては、相當の濃度を加へて居つたものゝ如く、宣祖實録に、奴爾哈赤に關する記事の初出するは、その卽位二十二年、己丑年(萬曆十七年)七月・丁己の條であり、又清の開

國方略に據れば、壬辰役の前年即ち、辛卯年(萬曆十九年)春・正月には、奴爾哈赤の勢力は、既に鴨綠江路に及んだことが記してある。かゝる關係の下にあつた兩國の間に於て、かの半島に於ける驚天動地とも云ふ可き大事件が一輩帯水の建州女真人に傳聞せらるゝは、自然の勢と云ふ可く、況や兩國人の間には、相互にその言語を諒解する者の多かつたことが、實證さるゝに於てをやである。

更に壬辰の役に於ける明の救援將兵は、殆ど遼東駐在の者か、或は遼東を通過する者であつた。されば半島に於ける日本軍の北進、鮮明兩軍の敗北等は、直に遼東に報道せられ、たために遼東一帯に於ける人心の不安動搖を來したることは、萬曆三十五年に建立された明の趙煥の撰する、遼東金州先師廟碑の一節に

今之遼陽。何多故也。倭奴犯與國。糜國家錢穀數百萬。碧蹄雲黯。鴨綠波腥。僅僅東甲鳴劍去。而高句麗之元氣已羸耗。不能支。此震于隣也。大將軍建旌旄出塞。鼓聲不起。全軍覆沒。屋瓦皆振。洶洶累卵危矣。

とあるに依つても、推測せらるゝ所であるが、かゝる遼東在任の明人間に於ける一大衝動が、これに直面して密接の關係を有する建州女真人に、傳聞知悉せらるゝも亦當然のことと云ふ可く、殊に奴爾哈赤の部族と特殊關係ある、鐵嶺の豪族李成梁一族が、壬辰役に多大の關係あることより觀ても、一層その感を深くするものである。

更に考究すべきは、奴爾哈赤の朝鮮入援の眞意如何の問題であるが、彼等建州側の呼稱するが如く、自衛防禦を主とするにあつたか朝鮮側の疑ふ如く、半島を窺竄することにあつたか、はた又他に存したかは、關係諸方面の史料の、比較検討に便なきこととて、遽にこれを斷することは出来ないけれど、卑見を以てすれば、當時の建州側の對明策の、一表現と認むべきものと信ずる。抑も、奴爾哈超が萬曆十一年の舉兵以來、漸次その勢力を増大し、殊に萬曆十六年に於ける、渾春方面の董鄂部長・何和里の來歸の如きは、彼の勢力に一層の強みを加へたるとは云へ、その萬曆二十年前後に於ける彼の勢力は、未だ葉赫・哈達を略定するに至らず、明の勢力は彼の西南、寬甸地方に及ぶの状態であつて、彼の對明態度は、二祖の死を巧に利用し、明側の招撫策に迎合するの外、やむなき情勢の下に置かれてあつた。即ち明實錄に據れば、萬曆十七年九月には建州衛・都督僉事に任せられ、翌十八年四月には都督陞任謝恩のため、北京に第一次の朝貢を行ひ、更に翌十九年には、女真人管束の功に依り、龍虎將軍に叙せられ、萬曆二十一年十一月を以て、彼は第二次の朝貢を行つて居る。この間の消息より之を觀れば、奴爾哈赤の萬曆二十年九月に於ける、明の兵部に對する朝鮮援助の提議は、所謂報效天朝を名とし、その代償として賞賚名號を得て、部族糾合の資に充てんとしたるものと、認む可きであらう。尙ここに推量を許さるゝならば、かの萬曆十七年の授官顛末に徴して、この事件に於ても、李成梁の誘導の存したことが、考へられざるを得ない。ともかくこの事件に就て、折衝の任に當れる馬三

非こそは、この前後に於ける建州・奴爾哈赤側の、對明交渉の主要擔當者であつて、彼が如何なる人物であつたかに就ては、漢陰文稿・卷九、金希元・與虜人問答曲折秘密啓中に

馬信。馬三非三子。而老乙可赤副將也。 中略 年年進貢天朝。慣解華語。

とあるに依つて、略、髣髴せしむることが出來やう。

さて翻つて奴爾哈赤の、朝鮮救援申込みに對する明朝側の處置を觀るに、一面「據此情詞。忠義可嘉。委當行。以攘外患。」として受諾の意あるも、他面「但夷情叵測。心口難憑。況事在彼中。遼難准。」とて疑惑を抱き、要は特に遼東・撫鎮衙門に命じて、密議施行せしめ、別患疊端の有無を察し、一に攪擾を許さざるの嚴重なる約束を施し、二には些少とも窒碍あらば、直に寢絶すべしとの條件の下に、この申出を受諾しては如何との意を、遼東都司を通じて半島側に傳達したけれど、敢てこれを朝鮮に強制せず、その受諾の如何に就いては、半島側の意思を重んじたものの如くである。

更に遼東都司より、この報知に接したる朝鮮側の態度は、前掲仁祖實錄・壬辰年・九月・辛未の條にある如く、或者は、老乙可赤來援の實現は、國家の滅亡にして、これ中原力弱くして、老乙可赤を以て、倭賊を除かんとするものなるを慨し、或者は老乙可赤氷凍後、三萬の兵を率ひ、江邊に到つて、皇勅を奉じて來るとなさば、これを拒否するの難きを憂へたるが、結局半島側の最善の策としては、急遽有力なる使節、譯官を遼東都司に派し、建州と朝鮮との、祖先以來の葛藤を縷説し、且今回救援

の申出が、陽に助順の形を示すも、陰に猜噬の計を懐くものなることを力言し、以て建州來援の拒絶を、懇願するにありとし、又かくの如く實行せられたものゝ如くである。然してこの半島側の態度確立には、當時臺劾に依つて相を免せられ、都察使たりしも、猶軍國に重きをなしたる、柳成龍の前掲の上割の如きも、影響多かりしものと觀るべきであらう。かくて半島側の必死の阻止運動奏功して建州・奴爾哈赤の半島救援の企圖は實現するに到らず、従つて、日滿兩軍の會戦も、行はるゝに到らなかつたのである。

尙この建州奴爾哈赤の、壬辰役に於ける朝鮮救援の申出に關しては、當時の日本の半島派遣軍並に國內當路者共に、全然關知する所なかつたものゝ如く、又半島がこの一事を利用して、日本を牽制するの策に出でたる形跡も認められない。只滿洲側にとつて、この事件に關連して、日本の存在に關する確然たる認識を把捉し、向後の對鮮明策上、日本の存在を無視する能はざることを、知悉せしめたものゝ如くである。

三

次に明の萬曆四十七年(西紀一六一九)の、所謂薩爾滸山の戰役に於ける鮮滿關係上、我が日本の持てる割役を檢討するに、即ち明は萬曆四十七年を期し、新興勢力建州に對して、致命的打撃を加へんとするや先づ朝鮮に對して、徵兵入送を要請した。然るに英明なる光海君は、建州に對する適確なる認識と、

去る壬辰丁酉の役に於ける明兵の實力とに鑑み、その勝敗の遽に逆賭すべからざるを察し、加之、國內未だ壬辰疲憊療へす又内變の虞も多分に存したるが如き事情より、この明の救援要請に對し婉辭拒命の計に出でたることは、當時の諸記録の實證する所である。然して光海君はこの目的を到達せんが爲に、援用し得べきあらゆる事件を巧に把握したが、特に倭情の利用を忘れなかつた。抑も光海朝初期の、半島に於ける外交の重點は、宗主國明朝に置かれたと云ふよりも、寧ろ南倭・北虜に存するの状態にあつた。殊に壬辰役後の倭情の探查は、半島側の特に苦心の存した所であり、且又、明朝側に於ても、その後の倭情は最も關心する所であつたので、朝鮮に命じて、隔月に倭情を申報せしむるを、例規とした。(事大文軌卷五一倭情申、備邊司謄錄光海君丁丑年六月十五日)光海君はこの例規を利用して、釜山鎮臣の塘報として

近日馬島來市之倭。不循名額定規。動以千數出來。謾稱交易。撫賞不滿所欲。挺劍作亂。大發不遜之語。其爲情節。如是兇狡。小邦南北之虞。腹背相掣。彌切痛悶。只恃貴部院。商量指揮而已。

と述べて、出兵の容易ならざることを訴へて居る。されど明朝側の助援要求は、寛嚴兩方面より、極めて執拗に行はれ、且國內に於いても、備局少壯輩等の宗主國に對する盲目的信仰と、壬辰國家再造の天恩に報する、名分に立脚する出兵論の高唱せらるゝ等もあつて、遂に出兵承諾のやむなきに至り即ち刑曹參判・姜弘立を都元師として、平安兵使・金景瑞を副元師として約一萬餘名の將卒を、遼東に

入送せしめたのであつた。然してこゝに注意すべきは、此等朝鮮軍中に若干の日本人を含んで居ることである。紫巖光生文集・卷五・柵中日録己未年二月の條の、出征將士の軍容を述べたる中に

別將折衝申弘壽。領京砲手及降倭竝一百名。云云

とあつて、明に日本人の存在を示して居る。このことに就いては他に春坡堂日月録を除く外、日記その他の重要史料に記載なく又これを傍證する何等の史料をも、見出すことが出来ないけれど、この李民窳の柵中日録が、親しく己未深河の役に出征したる實記であつて、當時の諸史料中最も信用に價するものであると云ふ點よりして、又降倭に關する前後の史實よりして、これは實在事として認め得ると思ふのである。抑も降倭なる名稱の下に、日本人を主として軍事的方面に使用したることは、李朝に於ても既に太祖太宗朝より存することは、實録に徴して判然たることであるが、壬辰丁酉の役に際して、所謂降倭の激増せしことは、想像に難くなく亂中雜錄卷二甲午六月の條に據れば、降倭鎮の出現すら觀るに至つたこと、傳へて居る。又仁祖二年(西紀一六二四)の、李造の亂に於ける降倭の集團的活動が極めて明瞭なる事實たることより推及しても、柵中日録の、己未役降倭參加の記事は、決して不自然のことゝは考へられない。

更に注意すべきことは、己未役參戰の一萬有餘の朝鮮軍中に、約五千餘名の砲手の、存在したることである。かくの如く比較的多數の砲手を、特に明朝側が半島に要求した所以は、明人がかつて、夫貴

國之銃鳴于天下。孰不知之。實爲倭銃之賜(光海君日記 己未八月)と稱した如く、朝鮮の火器に期待する所多かつたためである。然して從來弓矢を以て得技とした朝鮮軍が、火器の精練を誇るに至つたことは、一に壬辰丁酉役に際しての經驗に基き、柳成龍の献策を採用して、訓練都監を創設し、以て砲手を養成したる結果であり、然もこれが訓練の中心となつた者は、實に降倭そのものであつたことは、光海君日記己未八月の條の、光海君が明の袁見龍の銃手を乞ひたるに答へたる中に、所謂火手。本非我國長技。經亂之後。唐人及降倭。始爲教練。云云とあるに依つても明かである。かくの如く、深河役に出陣したる、朝鮮軍の主力をなす砲手隊は、直接間接我が日本に負ふ所極めて大なるものがあつた譯であるが、又この役に參加したる降倭百名も、如上の事情よりして、或は京砲手の一隊と共に、申弘壽の下に宰領せられたこと等から推して、銃砲手を主とする部隊ではなかつたではあるまいか。次に考へらる可きは、この深河役從軍の降倭の運命如何であるが、春坡堂日月録・卷二十七(廢王光海君實錄中)己未年・五月の條に

體副使書狀。本月十五日。走回人。奴會出防天兵。恐我國軍卒乘虛作亂。出身以下諸將六百餘人。

盡殺云。弘立私報無此事。而世傳。金景瑞約我兵及降倭。潛國殺會。事垂成。爲弘立所告。一時盡戮。景瑞抗節以死。虜人至今稱道云事。在所撰姜虜傳。

とあり、亂中雜錄・卷五己未年・五月の條には

體副使元師兼書狀。月十五日。自安州巡審江邊。到昌城。走回人口傳。奴會軍兵。以天兵防禦事出去。

恐我國軍卒作亂。兩班出身以下。諸軍六百餘名。盡殺之云。

とあつて、前者の後半の記事が省略されて居り、更に春坡堂日月錄・卷二十九(仁祖大王實錄一)丁卯年・正月の條に、丁卯の役の滿洲軍侵入の動機に就いての、諸説を擧げたる中の一句に、

或言弘立甘心事奴。全景瑞率降倭。欲殺奴會。則弘立密告於虜。殺景瑞等。

とあつて、一説としての存在を爲して居る。然して全景瑞と降倭との交渉に就いては、亂中雜錄卷二・甲午年六月の條に

嶺南諸屯倭賊。厭其久戍勞役。多有降附我國者。金應瑞(景瑞)所招幾至百餘名。

とあつて、その密接なる關係にあつたことが察知せられ、又丁卯・丙子兩役の間に、金國に派遣せられたる水使公の瀋陽日記中に、丁卯の役に金國に拿捕せられたる朝鮮人が、冷酷なる取扱をうけ居る原因の^一が、此地訛言盛行、朝鮮與降倭協謀。己爲起兵。に存することを述べてあること等を併せ考ふれば、春坡堂日月錄の記事は、單なる一説に止まらずして、相當の實在性を有するものと觀るべきではあるまいか。尙光海君日記・卷一三八・己未年三月十五日の條に、經略楊鎬の命に依り、瀋陽方面に送られし、朝鮮側砲手三百餘人の運命に就いて、本府丁壯三百餘人。盡屬金景瑞陣下。今無一人還とあり、その註に時天朝總兵杜松。由西路入勦。請帶我國砲手四哨。置之先鋒。至是敗沒とある等よ

り量推すれば、己未役參加の降倭一隊は、全滅の悲運に遭遇したるものと認むべきであらう。

更に特に留意に價すべきは、己未深河役に於ける鮮滿交渉上に、我が日本の介在せしことである。亂中雜錄・卷五・己未年・四月の條に、姜弘立と達海との問答を載せて

大海來問日本通和事。答云。平秀吉與我爲仇敵。今則家康盡滅秀吉三族。願從舊好。我國許之。日本稱我國。必曰大國。文書亦甚恭謹。大海曰。去年白氣。貴國亦見之否。曰見之。海曰。滿住初見白氣曰。朝鮮日本兵必來云。果是貴國兵來。中略仍曰。日本兵我國可以借來。而今之出兵。實非本意。故不爲云。

とあり、これと大同小異の記事は、春坡堂日月錄・卷二十七・己未年・四月の條に

大海來問日本事。答以實。大海曰。去年白氣。貴國亦見之否。滿住初見白氣曰。朝鮮日本兵必來云。果是貴國兵來。曰。日本兵我國可以借來。而今之出兵。實非本意。故不爲云。(姜弘立胡中聞見日記)

とあつて、滿洲側に於て日本の存在を知悉し、且つ相當の關心を有し、朝鮮側に於て、日本の名を利用して自國の立場を、有利に展開せんとしたことが、窺知し得られるのである。然してこの記事は、光海君日記に採録せられず、又清朝側の諸記録にも載せられて居らないけれど、これを以て全然、子虛烏有子の説と斷す可き性質のものとは考へられない。なんとすれば滿洲側に於ては、少くとも壬辰

の役以來、吾が日本の存在とその、實力に對して、或る程度の認識を持つては、既に究明せる史實に據つても明かであり、且滿洲側主腦部が、日本に對し絶へざる關心を持つに至つたことは、半島との連續せる經濟的交渉上に得たる、若干の日本製武器工藝品等を通じたるは勿論のこと、その對半島政策上より、引ひてはその對明關係上より、當然首肯し得らるゝことであり、尙且その後の史實に徹しても、これを裏書きすることは、可能であるからである。又半島側が、その對滿交渉上に、日本の名を利用してこれが牽制の具となしたるは、朝鮮側の常套手段であつて、これを史實に實證するに難くなく、即ち己未役直後金國より朝鮮に至された、再度の國書に對する、光海君の腹案に

而倭奴於我國。有萬世必報之讎也。納款之後。無殺白鳥誓天地之事。而今則服從我國。所言倭兵百萬一紙徵招。則可以朝令而夕聚(光海君日記 己未七月)

とある一例に依つても、明白なることである。又己未年五月金國の國書に對して、朝鮮國平安道觀察使朴燁。奉書于建州衛馬法足下。と冒頭せる答書を軍官梁諫をして、全國に送達せしめたるに對し、同六月一日全國側は、阿叱耳・大海・劉海をして、姜弘立、梁諫等に詰責的解釋を求たる中に

此文書何以平安監司爲之乎。臣曰。我國侍隣國規例。本以其道監司主之。故日本則慶尙監司爲之。

(姜弘立 別錄 亂中雜錄卷五己未六月)

とあり、柵中日錄己未年六月の條にも

此文書何以平安觀察使答之乎。答曰(元師)我國之規自來隣國之好必以近處監司主之。如日本通好則慶尙監司主之。

とあるが、この「日本則慶尙監司爲之」の語中には、多分に日本に借重する意圖の、藏せられたることが窺れる。之を要するに、萬曆四十七年(元和五年)の深河役に際し、鮮滿兩者間の關係に、我が日本の介在が相當重要な割役を演じたるは、これを事實と認む可きであるが、翻つて我が日本當路者は、この東亞の史上に、劃期的の意味を持つ深河役前後に於ける、鮮滿明間の國際情勢に就き、知悉關心する所があつたであらうか。抑も文祿・慶長役後の日鮮關係の常道復歸の企圖は、慶長四年家康が國交回復の命を、宗氏に傳へたるに端を發し、その後宗氏の苦心盡力の結果、慶長十二年(西紀六〇七)朝鮮通信使の渡來となり、更に同十四年(光海君即位元年)には所謂己酉條約の締結が行はれ、更に同十六年より使船の渡海が始められて、正式に國交回復が成就したのである。然して壬辰丁酉役後の朝鮮側の對日政策の要諦は、倭情の周密なる探查を行ひ、その對鮮政策の眞隨を把握すること、釜山倭館に恒留する日本使者の接應に意を用ひ、事を生ぜざらしむるに努めること、半島の事情の日本に漏通することを防止すること、嶺南諸屯の兵備並に舟師の完成に努めること等に置かれた様である。就中半島事情の日本に漏洩することを、特に警戒したることは、光海君元年四月、王は特に朝臣に諭して、倭客使の境上滯在中は我國祕すべき事は、朝報に出す勿れと云ひ、且つ倭館潛通人を檢察嚴禁せしめ

て居り、又光海君三年十一月、宋英耆が慶尙監司として赴任するに當り、王は特に倭館開市の際に於ける潜商の出入を嚴禁し、我が事情の漏通を絶つ可きを命じて居る外、かゝる性質の記事が、光海君日記の隨所に見出すことが出来ることに依つて、明白なることである。

然してかゝる事情にあつたこととて、己未深河役前後の半島の情勢に就ても、これを日本側に知らしむることは、極力防止したものと觀るべく、従つて我が日本も、半島を通じてこれを知るの機なかつたものではあるまいか。接待事目録抄に、己未役後二年の光海君十三年(元和七年)(西紀一六二一)正月に於ける釜山倭使の言として、關白、南京商人に因つて、撻賊中國を犯搶し、朝鮮に作據すると聞き、兵を發して來らんと欲するも、調興柳元と此事無きを以て、之を止むとのが記載されてあるが、吾國當路者が、新興滿洲族の明・鮮に對する活躍を、おぼろげながらも知り得たるは、この時期ではあるまいか。

四

萬曆四十七年戰役後の半島外交の眞隨は、表面はともかく内實に於ては、當時慧眼なる明の徐光啓等が指摘せるが如く、媾倭倭奴即ち南結倭奴北連奴會存せざるを得ない情勢の下に置かれたのである。に存せざるを得ない情勢の下に置かれたのである。聰明なる光海君は、よくこの意を體して、國歩艱難の時局を收拾處理したるも、國內に於ける北人・西人の黨争は漸く深刻となり、更に王と備局との對金政策に關する、意見の相違に基く不和間隙は

遂に事明派西人の乗する所となり、親金派大北の全滅と共に、王も亦廢位の悲運に立つのやむなきに至り、引いて西人派に擁せられたる仁祖の卽位となつてよりは、半島の對金態度はこゝに一變するに至つた。尤も崔鳴吉の如き半島内外の實情に立脚して、和議説を唱うる者もあつたけれど、年少輕疏の輩によつて占められたる備局の主戰論は、遂に仁祖をも時流に捲き込み、その對金態度は愈々尖銳化し、かくて毛文龍の存在又は李适・韓濶の亂等を緣由とし、己未深河役を去る僅か九年にして、明の天啓七年(寛永四年(西紀一六二八))正月、金國精銳の大舉半島侵入を促する至つたのである。これ即ち朝鮮側に所謂丁卯之虜亂である。この鮮滿關係上に於ける一大事變は、當時の日鮮關係に如何に波及せるであらうか。

仁祖實錄・卷十五・丁卯年・二月・乙巳の條に

備局啓曰。今日之事。雖欲祕之。倭人豈不知之。不若誠心先告之爲得。請措辭言之於館倭。從之。
とあり、又同丁卯年・二月・甲子の條に

備局啓曰。今見慶尙左水使全三達等狀啓。以調兵運餉之故。難辨倭人接應之物云。宜令朴大根等開諭。以西虜犯邊朝廷多事無暇。及此餘等可定約退去。待事定還來之意。從之

とあり、之に相應する日本側の記録としては、交隣考略の方長老・杉村采女・入漢城事例の條に

寛永四年春二月。東萊府使柳大華贈書於本州。對馬曰。撻狙犯我國之西鄙。國中騷擾。各官力不暇接

待送使禮也。願貴州急國難撤回使船。以救一時之急。事定之後。復修歲禮幸甚。云云

とあり、又朝鮮通交大紀六にも、略、同様の記事があつて、丁卯年二月には、半島側より金軍侵入のため、一時使船の撤回を懇願したことが判る。こは従來の半島の對日政策より觀て、矛盾の感あるも、これ壬辰丁酉後に於ける、日本の對鮮策が和平修交を主とし、さほどの危険性を有せざることを看取せること、又當時の半島の情勢が、壬辰以來の危急に直面し調兵運餉の爲に日本に渡す可き歲禮の調達に困難を來したること、又かゝる大事件を秘したとて、所詮日本の知る所となるを以て、寧ろ自發的に通報するを得策としたること等に依つて、かゝる處置に出でたものゝ如くである。

然してこの通告に對する在半島倭人の態度を觀るに、直に釜山を退去することを肯せずして、凡て入給未收の物は、必ず東萊釜山兩官の印信成文を得て、以て追捧の地と爲して後、當に次次に入歸すべきことを主張したことが、接待事目錄抄に記載されて居る。然しとにかく對馬に於ては、この報告を諒として、特に人を派しその實情を探らせ、且書を禮曹に致して、回棹の事を告げて居る。(通交一覽卷二八、交隣考略)然るに仁祖實錄・卷十五・丁卯年・三月・丁丑の條に

備局啓曰。今見東萊府使柳大華馳啓。已將西賊犯賊犯邊之事。言于倭使。而目今賊兵已退。不宜託以邊事久稽應給之物。請以西賊既已蕩平。爾可出來受去之意。通諭島主。上從之。

とある如く、早くもその三月には、仁祖未だ江都に留るにかゝはらず、西賊蕩平を述べて、歲禮の給

與を定例に復することを通達して居るのを觀ても、その年二月の倭館に對する事變の通報が、窮餘の策であつて元よりその好む所でなかつたことが判り、併せてこれを契機として、日本と事端を生ずることを、警戒したことが察せられる。

次にこの丁卯役に際して、對馬側が援兵の申込と武器の輸送をなしたることに關しては、仁祖實錄・卷十五・丁卯年・三月・丁亥の條に

禮曹啓曰。卽見金時讓狀啓。島主聞此賊奇。委送差倭又送軍器云。雖外施誠款。實以前後出來疍隻。撤回爲難故也。別加善待。優給禮物。趁速還報爲便。從之。

とあり、更に同月壬辰の條に

備局啓曰。卽見柳大華狀啓及對馬島主書契。則以前來送使等去留試探我邊事緩急。而委送兵器。以助討賊爲言。宜以山戎既退諸軍撤還。毋煩倭國來援。然而島主助送鎧錠之誠。亦實可嘉。茲送若干土物。以答其忠之意。令該曹答書。且賞賜之物。磨鍊下送。仍令本道監司。前後未發送使疍應給雜物。劇卽催促給送。俾無久留之患。從之。

とあり又亂中雜錄・卷六・丁卯年三月初三日の條に

對馬島聞我國有胡亂。貢獻鳥銃三百箇。長劍三百柄。燭燭三百斤。因請赴援。

とあり、燃藜室記述・卷廿七・丁卯年・三月にも、國朝典謨等より抄録して同様の記事を載せて居り、接

待事目錄抄にも、是月調興柳の代官、鳥銃八十柄、火藥百斤、鉛鐵十斤を我に許賣することを載せて居る。然してこれに相應する日本側の記錄としては、交隣考略に

於是寛永四年春三月。遣古川右馬之助。而問其事勢欲差援兵。厥後朝鮮亦告胡賊安定焉。

とあつて、對馬側より援兵の申出でをなしたるは、彼我史料の一致を知るも、武器輸送に關しては、日本側史料に載する所極めて稀である。これ武器は國家の輸出禁制品であつたから、公式の文書に記録するを憚つたためであらう。然し江雲隨筆の、密送鳥銃鹽硝等於朝鮮契に

承來諭命。願送兵器。以助西警之備。然而國禁至嚴。勢難容私。何得發賣於釜館之間哉。惟陋島馬對之於貴國也。恩重數世。義同一家。故府庫所儲將鳥銃壹百挺。綠具并鹽硝五拾斤。硫磺三十斤。遣平智次送於崔使。何其有足副請。是可謂函谷泥封者也。餘冀昭亮。呵々。天啓七年秋八月 日

とあるに照しても、對馬側の半島に對する武器殊に火器輸送の事實であつたことは疑ふ可くもない。然して倭銃に對しては、半島側の最も執心する所であつて、多少の犠牲はこれを忍んでも、その獲得に努めたことは、史實に徴しても明かであり、從て日本側より云へば、半島に對する最も效果的な、好餌であつたのである。この間の事情に通ずる對馬側が國禁を犯して、朝鮮側の要求に應じたことはいかの金時讓の啓に、雖外施誠款。實以前後出來艇隻。撤回爲難故也。と云へるが、その真相を指摘したものであらう。尙倭銃の輸送は、半島の最も好む所なるも、倭兵の入援は彼の最も好まざる所であ

つた。この間の消息に亦精通する馬島側が、特に入援を申出でたることは、單なる儀禮と云はんよりその兩國間の特殊關係を、有利に導かんが爲であつたと云ふ可く、半島側がこれに對して以山戎既退。諸軍撤還。毋煩倭國來援。と謝絶して、特に物質の供給を篤くしたるも、半島側としては時宜に即した當然の處置といふ可きである。

更に仁祖實錄・卷十五・丁卯年・三月・戊寅の條に

慶尙監司金時讓馳啓曰。倭人聞西賊犯邊轉相驚告曰。今可祕報調興預自周旋。不然年少喜事之人。必爭先出來。小島先被蹂躪之禍。且聞刷還飄風疇。自本島出來。聞奴賊深入宣川之說。已漏於島中云。前日遼東陷奴之日。關白責調興以趁不告知。及聞遼東本非朝鮮之地。竟不治罪。若不臨機善處雖調興亦無如之何云。云々

とあり、又同實錄・丁卯年・三月・乙卯の條に

徐渚曰。馬島則賴我國爲衣食。必無他虞。而江戶喜事之徒。以援兵爲號。蔽海出來則何以處之。今宣放還左水使。謂以山戎已平。故回軍信把云。則彼必信之。上曰然

とあり、又同條別項に

李元翼・申欽馳啓曰。既已入去之倭。無如之何。新來倭使則宜隨便善待。不至於落莫。慶尙道比諸他道——稍爲完全。貢倭料布——可以收拾供給。而所求人參・鷹馬・虎豹皮・書冊・小小土物。隨便辨

出略副其心。當故既已。行會於金時讓。而人參・鷹・馬等物。自朝廷亦宜措送。俾無生事之患云。

とある等に徴すれば、對馬側に於て、日本出兵入援を恐るゝ朝鮮側に對し、この事一度江戸幕府の知る所とならば、必ずや出兵入援の舉ある可きを諷し、これを阻止する臨機の處置は、一に對馬側の出方如何にあることを知らしめ、以て半島との歲禮交渉を有利に展開せんとし、又朝鮮側にあつては、馬島の經濟が、自國に依據すること多きを熟知し、その欲する所を與へ、又特に新來の倭使を優待して、日本の出兵入援を未前に防ぎ、以て生事之患なからしむることに努めて居ることが察知される。

更に仁祖寶錄・丁卯年・五月・乙未の條に

備局啓曰。頃日義成宗氏調興柳。聞我國有邊警。委送兵器。其誠可嘉。今若別加賞賜。以答其忠。仍

令許送願納鳥銃之人。則渠必感恩。且倭奴甚喜異國之產。如胡人進上駱駝・鞍具馬・弓箭等物。稱以陣前所得。令該曹修書契下送。以賞效忠之誠。以謝許賀之意宜當。上從之。

とあつて、對馬側の武器密送に對する賞賜を篤くし、以て更に之を獎勵するの策を取つたこと、並に特に金國の贈遺物たる駱駝・鞍馬具・弓箭等を對馬に送つて、稱○以○陣○前○所○得○となすが如き、半島側の巧妙にして周到なる、對日策の一端が窺知せられる。

尙仁祖寶錄・丁卯年・六月・壬戌の條に、對馬島主。奉書賀平胡亂。と見へ、接待事目錄抄に據れば、賀書と共に、刀劍攻城大砲を進め、特送倭賀使の例を以て、別待せんことを要請して居る。次に仁祖

實錄・丁卯・七月・癸酉の條には、再び日本國對馬島主平義成。奉書加平胡亂。と録し、又同日の條の別項に、

東華府使柳大華馳啓曰。賀使正官等。呈書致懇曰。俺等之來也。島主再三申令曰。朝鮮討平奴賊之時。干戈弓鏗戰馬戰鞍等物。所獲必多。願得此等物件進呈關白。一以誇朝鮮平賊事事。一以止諸將出援之端云。請令廟堂指揮云。

とあり、尙仁祖實錄・丁卯・八月・丙午の條に

金時讓馳啓曰。對馬島主及平調興處贈給。駱駝二首鞍具胡馬二匹。先已入送。頭倭等曰。駱駝胡馬。獲之陳前。而轉給我國。顯有山戎敗遁之狀。而平智明出來時。島主請得撻人弓矢甲冑等物。陳前必有所獲。願得之云。故人弓矢甲冑。關西諸陳中。應心有之。量宜寬給。以塞其探試之情。似無所妨。請令廟堂處置云。

とあるに徴するに、馬島側より再三、丁卯虜亂に於て、半島側の獲得せる筈の、所謂撻賊の武器馬匹類の轉給を、要請して居ることが判る。こは朝鮮側にて推量したるが如く、馬島側の半島に對する探査の手段であり、又對馬賀使の言に、一以誇朝鮮平賊之事。一以止諸將出援之端。とある如く、對馬側の對幕交渉に資せんための、用意であつたとも觀られる。然して若干の滿洲側武器馬匹類が、吾國に轉給されたことは、日本側の文献實物の有無に就て、未だこれを明かにしないけれど、實錄・丁卯・八

月・丙午の條等より推して事實と認めらるべく、尙倭頭等の駱駝胡馬。獲之陳前。而轉給我國。顯有山戎敗遁之狀。と云つた如く、朝鮮側庶幾の目的は、或程度まで達したものと認む可きであらう。

次に交隣考略・朝鮮通交大紀六等に據れば、對馬の宗義成が親しく江戸に參行して、半島に於ける丁卯の事變を、將軍に報告したるは、翌戊辰寛永五年である。この際に於ける幕府の指示に就ては、交隣考略に

寛永五年。東都三執政問義政公。以其所聽答之。于時藤堂泉州公。竊告義成公曰。願歸州之後。直遣使於朝鮮之漢城。具探問事狀。而可以聞于東都也。朝鮮若有急難。則隣睦之國。要差援兵。是上之意也。義成公歸州之後。乃遣方長老。杉村采女於漢京也。其書簡議論問答及日史在朝鮮記錄中世。

とあり、朝鮮通交大紀六にも略同様の記載があり、更に大猷院殿御實紀十二に

寛永五年是年○中略宗對馬守義成も同くいとまたまふとき此ころ韃靼人朝鮮の西邊を侵掠するよし聞召るれば歸封の後速に朝鮮の王城へ使者をつかはしそのさまつばらに巡察せしめもし王城急難あらば援兵をつかはすべしと面命せらる。

とある如く、特に半島王城に使者を派遣して實情を探ぐることに、及び若し急難あらば援兵を送ることの二點にあつた様である。而してこの幕府の半島に對する出兵入援の意圖に就ては、その原因とする

所複雑にして、遽にこれを斷することは出来ないが、その主とする所は、徳川幕府初期の對鮮外交が國交復歸を念とするの餘り、稍、屈辱的傾向を帯びたるに鑑み、かゝる意圖も漸く恢復せられたる國交を、更に確保せんためにあつたと、解釋すべきではあるまいか。又對馬側より之を觀れば、半島との修交斷絶は、領内の經濟的死活問題に關する重大事であつて、幾多の犠牲を拂つて、漸く復歸したる修交を、朝鮮側の最も恐るゝ日本の出兵入援を、自ら誘導して打破せんとするが如き、愚を敢て爲すものでなかつたことは、勿論である。それで對馬としては、一方幕府に對しては出兵入援の企圖に對して緩和策を施し、他方朝鮮に對しては、この幕府出兵入援の意圖を、その交渉上巧に利用して、彼我の修交貿易を、自島に有利に展開せしむるに努めたものと見る可きである。然して對馬島主・宗義より、丁卯胡亂平定の奉賀使を半島に送つたのは、寛永四年六月であつたことより推して、丁卯胡亂の終末を知了せるものと思はれる彼が、この役を経過する二年後の寛永六年四月に、幕命遂行の名義の下に、僧玄方等を渡鮮せしめたるが如きは、這般の消息の一端を物語るものではあるまいか。

(續)